

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
山口赤十字病院 東病棟耳鼻咽喉科増築工事	綜合病院山口赤十字病院 病棟建設課 山口市八幡馬場53-1	平成31年3月25日	戸田建設・時盛建設・鴻城土建工業特定建設工事共同体 広島市中区宝町1番20号	5,184,000円 (消費税込)	厚労省の補助金取得条件が3月末までに出来高が必要なことと、病院増改築に関する工事で3月20日の理事会承認がなされていない状況で、入札公告が出来なかった。 (業者決定をすることが出来なかつた) (会計規則第36条第3項「緊急の必要により競争に付することができない場合」の規定による)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。